第九十七条の四に次の一項を加える。

2　法第七十四条第二項の規定による特定ガス導管事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第六十四の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第九十七条の四を第百十七条とする。

第九十七条から第九十七条の三までを削る。

第五十七条の三第一項中「第三十六条の二の四に規定する定期」を「第七十一条の」に改める。

第五十七条の三を第百十条とする。

第百十条の次に次の節名、款名及び六条を加える。

第二節　特定ガス導管事業

第一款　事業の届出

（特定ガス導管事業の届出）

第百十一条　法第七十二条第一項の規定による特定ガス導管事業の届出をしようとする者は、様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第七十二条第一項第四号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

3　法第七十二条第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二　その行う特定ガス導管事業以外の事業の概要

4　法第七十二条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図

二　ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面

三　供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

四　主たる技術者の履歴書

五　届出者が法人である場合にあつては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

六　届出者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

（供給地点の変更の届出）

第百十二条　法第七十二条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

（ガス工作物の変更の届出）

第百十三条　法第七十二条第七項の規定による特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の届出に係る法第七十二条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

（軽微な変更）

第百十四条　法第七十二条第八項において読み替えて準用する第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、特定導管により供給するガスの種類又は熱量の変更であつて、十二A及び十三Aのガスグループ内の変更とする。

（氏名等の変更の届出）

第百十五条　法第七十二条第九項の規定による同条第一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定ガス導管事業者の地位の承継の届出）

第百十六条　法第七十三条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第六十三の特定ガス導管事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　特定ガス導管事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二　特定ガス導管事業者の地位を承継した者が特定ガス導管事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ　法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ　法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

第五十七条の二第一項中「定期」を「法第七十一条の」に改め、同項第一号から第六号までの規定中「検査」を「自主検査」に改め、同条第二項中「定期」を削る。

第五十七条の二を第百九条とする。

第五十七条中「定期」を「法第七十一条の」に、「第百十三条の二」を「第二百九条」に改める。

第五十七条を第百八条とする。

第五十六条を次のように改める。

第五十六条　法第七十一条の経済産業省令で定めるガス工作物は、次に掲げるガス工作物（不活性のガス（空気を含む。）又は不活性の液化ガスのみを通ずるもの及び電気事業法が適用されるものを除く。）であつて、最高使用圧力が高圧のものとする。

一　ガス発生設備（移動式ガス発生設備及び液化石油ガスを気化してガスを発生させる設備（気化したガスの出口部分の最高使用圧力が高圧であるもの以外のものに限る。）を除く。）、ガス精製設備、ガスホルダー、熱交換器、冷凍設備（小型、ユニット型又は冷媒ガスが不活性のものを除く。）、導管及び整圧器

二　熱量調整装置に属する容器又は付臭剤を収納する容器

2　法第七十一条の自主検査は、次に掲げる方法で行うものとする。

一　開放、分解その他の各部の損傷、変形及び異常の発生状況を確認するために十分な方法

二　試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法

第五十六条を第百七条とする。

第五十五条中「第三十六条の二の三第一項」を「第七十条第一項」に、「様式第三十六」を「様式第六十二」に改める。

第五十五条を第百六条とする。

第五十四条第一項中「第三十六条の二の二第三項に規定する使用前」を「第六十九条第三項の」に改める。

第五十四条を第百五条とする。

第五十三条第一項中「第三十六条の二の二第三項」を「第六十九条第三項」に改め、同項第一号から第六号までの規定中「検査」を「自主検査」に改め、同項第七号中「の検査」を「が行う検査」に改める。

第五十三条を第百四条とする。

第五十二条中「第三十六条の二の二第一項ただし書」を「第六十九条第一項ただし書」に改め、同条第二号中「第百十三条の二」を「第二百九条」に、「とき。」を「場合」に改め、同条第三号中「登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第一項の検査」を「法第六十九条第一項の登録ガス工作物検査機関が行う検査」に改める。